

(3) 適切な追加的手続の実施

四半期レビュー基準・第二 実施基準

7 追加的な手続

監査人は、四半期財務諸表について、企業の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況を重要な点において適正に表示していない事項が存在する可能性が高いと認められる場合には、追加的な質問や関係書類の閲覧等の追加的な手続を実施して当該事項の有無を確かめ、その事項の結論への影響を検討しなければならない。

四半期レビューは質問及び分析的手続等を基本とするが、それらを実施した結果、四半期財務諸表について、重要な点において適正に表示していない事項が存在する可能性が高い場合には、監査人は、四半期レビューの結論を表明するための十分な基礎を得るため、追加的な質問や関係書類の閲覧等の適切な追加的手続を実施して、当該事項の有無を確かめ、その事項の結論への影響を検討することが求められる^(*)。

(4) 四半期レビューにおける継続企業の前提に関する検討

四半期レビュー基準・第二 実施基準

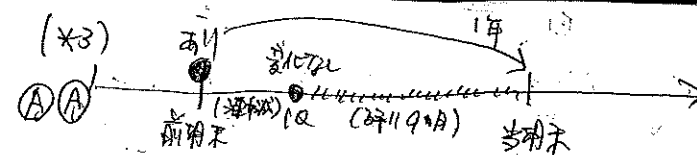
9 継続企業の前提

監査人は、前会計期間の決算日において、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在し、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められた場合には、当該事象又は状況の変化並びにこれらに係る経営者の評価及び対応策の変更について質問しなければならない。

また、監査人は、前会計期間の決算日において、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められなかったものの、当四半期会計期間において、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況を認めた場合には、経営者に対し、経営者による評価及び対応策を含め継続企業の前提に関する開示の要否について質問しなければならない。

これらの質問の結果、監査人は、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められると判断した場合には、継続企業の前提に関する事項について、四半期財務諸表において、一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうかに関し、追加的な質問や関係書類の閲覧等の追加的な手続を実施して、検討しなければならない。

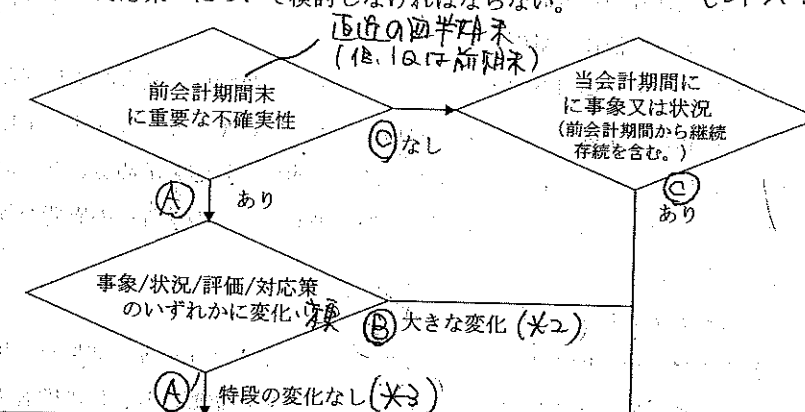
(*)1 例えば、重大な売上取引に関して一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかについて疑義が認められた場合が該当し、この場合、監査人は、財務及び会計に関する事項に責任を有する者、営業、売上、会計担当者等の適切な者に取引内容や取引条件等について質問、売買契約書の閲覧等の追加的な手続を実施し、重要な虚偽表示の有無、及び結論への影響を検討しなければならない。



継続企業の前提は四半期財務諸表の利用者の判断にも大きな影響を与えることから、監査人は、四半期レビューにおいても、経営者等に対する質問等の四半期レビュー手続を通じて、継続企業の前提について検討することが求められる^(*)。

監査人は、前会計期間の決算日において、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在し、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められた場合には、当四半期会計期間末までの当該事象又は状況の変化及びこれらに係る経営者の評価及び対応策の変更を質問により確かめ、これらのいずれにおいても大きな変化^(*)がないときは、前会計期間の開示を踏まえた開示が行われているかどうかを検討する^(*)。

一方、これらのいずれかに大きな変化がある場合、又は当四半期会計期間に継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況を認めた場合（前会計期間の決算日から継続して存在する場合を含む。）には、（当四半期会計期間末から1年間の経営計画の提出までは必ずしも求める必要はないが、）当四半期会計期間の決算日の翌日から少なくとも1年間について経営者の行った評価、及び少なくとも当該四半期会計期間の翌四半期会計期間の末日までの経営者の対応策^(*)について検討しなければならない。



評価	前会計期間における 経営者の評価の対象期間末まで ^(*)	当会計期間末から 1年間
対応策	翌会計期間末まで ^(3ヵ月)	翌会計期間末まで ^(3ヵ月)

前会計期間の開示を踏まえて検討 開示の要否を判断 開示の適否を検討

(*)1 ただし、四半期レビューは、質問と分析的手続を基本とした限定された手続であることから、積極的に継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるか否かを確かめることは求められていない。
 (*)2 大きな変化がある場合には、対応策が計画どおり実施されなかった場合や、追加対応策が必要となった場合も含まれる点に留意する。
 (*)3 大きな変化がない場合には、前会計期間において評価の対象となった期間の末日までの評価を求めるものとされ、評価期間は当初の1年間から経過した期間だけ漸減していくことになるが、対応策は常に少なくとも翌四半期会計期間末までのものが必要とされていることに留意する。
 (*)4 対応策については、例えば、1年間の経営計画のようなものが必ずしも存在していることが求められていないこと、また、例えば、当該四半期会計期間の末日後1年間に返済期限が来る債務の返済に対する資金的な手当てが具体的に決定していることが必ずしも求められていないことに留意する。